

## 大津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて市長が認定した集落協定又は個別協定に従い農業生産活動等を行う者に対し、予算の範囲内において交付金を交付し、もって中山間地域等における耕作放棄の発生の防止及び中山間地域等の多面的機能の確保を図ることを目的とする。

### (交付対象者等)

第2条 この要綱による大津市中山間地域等直接支払交付金（以下「交付金」という。）の交付の対象となる者は、市長が認定した集落協定又は個別協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

2 交付金の交付額は、集落協定又は個別協定に位置付けられている農用地（以下「対象農用地」という。）について、別表第1に定める地目ごとの交付金の交付単価に対象農用地の面積をそれぞれ乗じた額の合計額とする。ただし、集落協定に基づく場合であって農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しないとき、又は実施要領第6の2の(2)のイの自作地を対象としている個別協定に基づく場合であって対象農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施しないときにおける交付単価は、同表に定める交付単価に10分の8を乗じて得た額とする。

3 実施要領第6の3の(2)のイに規定する加算項目に該当する場合は、別表第2に定める地目及び加算項目に該当する額を前項の規定により算定した額に加算するものとする。

### (交付申請書)

第3条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市中山間地域等直接支払交付金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書は、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

### (交付申請等に関する権限の委任)

第4条 市長が認定した集落協定に基づき、交付金の交付の申請、請求、受領等については、それに関する権限について協定参加者から委任を受けた集落協定の代表者が一括して行うものとする。

### (決定通知書)

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市中山間地域等直接支払交付金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

### (事情変更による取消通知書等)

第6条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市中山間地域等直接支払交付金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市中山間地域等直接支払交付金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

### (変更承認申請書等)

第7条 規則第13条第1項に規定する承認申請書は、大津市中山間地域等直接支払交付金活動内容変更承認申請書（様式第6号）とする。

2 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市中山間地域等直接支払交付金活動内容変更承認決定通知書（様式第7号）若しくは大津市中山間地域等直接支払交付金活動内容変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第8号）により行うものとする。

（実績報告書）

第8条 規則第14条の規定による実績報告書は、大津市中山間地域等直接支払交付金実績報告書（様式第9号）とする。

（確定通知書）

第9条 規則第15条の規定による通知は、大津市中山間地域等直接支払交付金確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（交付請求書）

第10条 規則第18条第1項に規定する交付請求書は、大津市中山間地域等直接支払交付金交付請求書（様式第11号）とする。

2 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定による交付請求書は、大津市中山間地域等直接支払交付金交付請求書（様式第12号）とする。

（取消通知書）

第11条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市中山間地域等直接支払交付金交付決定取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

（返還通知書）

第12条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市中山間地域等直接支払交付金返還通知書（様式第14号）により行うものとする。

（書類の提出）

第13条 市長は、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年2月1日から施行し、平成12年度分の交付から適用する。

2 この要綱は、国の中山間地域等直接支払交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行し、改正後の大津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定は、平成17年7月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

別表第1（第2条関係）

(10a当たりの交付単価)

地 目	勾 配	交 付 単 価
田	1/20以上	21,000円
	1/100以上1/20未満	8,000円
畑	15度以上	11,500円
	8度以上15度未満	3,500円

別表第2（第2条関係）

（10a当たりの交付単価）

加算項目		地目	田	畑
棚田地域振興活動加算	急傾斜地		10,000円	10,000円
	超急傾斜地		14,000円	14,000円
超急傾斜農地保全管理加算			6,000円	6,000円
ネットワーク化加算	5ha以下の部分		10,000円	10,000円
	5ha超、10ha以下の部分		4,000円	4,000円
	10ha超、40ha以下の部分		1,000円	1,000円
スマート農業加算			5,000円	5,000円
集落機能強化加算の経過措置			3,000円	3,000円

## 備考

- 1 集落協定当たりのネットワーク化加算の上限額は1,000,000円と、スマート農業加算及び集落機能強化加算の経過措置の上限額はそれぞれ2,000,000円とする。
- 2 棚田地域振興活動加算の適用を受ける農用地については、同一の農用地を対象として、超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算及び集落機能強化加算の経過措置のいずれについても適用を受けることができない。
- 3 第2条第2項ただし書の規定に該当する場合にあっては、棚田地域振興活動加算、ネットワーク化加算、スマート農業加算及び集落機能強化加算の経過措置は適用しない。
- 4 ネットワーク化加算の適用を受ける協定については、集落機能強化加算の経過措置の適用を受けることができない。
- 5 同一の農用地又は同一の協定における同一の取組を対象として、複数の加算の適用を受けることはできない。

様式第 1 号（第 3 条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

集落協定名又は個別協定名

代表者

大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市中山間地域等直接支払交付金の交付について、次のとおり申請します。

交付年度	年 度				
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金				
協定集落名					
交付金の額	円				
活動の目的 及び内容					
対象地面積	区分	面積	うち 加算	うち 加算	うち 加算
	田	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	畑	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>



様式第2号（第5条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市中山間地域等直接支払交付金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

交付年度	年 度
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金
協定集落名	
活動の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交付決定額	円
交付条件	1 大津市補助金等交付規則及び大津市中山間地域等直接支払交付金交付要綱の規定を遵守すること。 2 活動の内容を変更しようとするときは、大津市中山間地域等直接支払交付金活動内容変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。 3 活動が予定通り完了しない場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(注) 活動の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第5条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市中山間地域等直接支払交付金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

交付年度	年 度
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金
活動の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交付申請額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第4号（第6条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市中山間地域等直接支払交付金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

交 付 年 度	年 度
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金
交付決定金額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第5号（第6条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市中山間地域等直接支払交付金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

交 付 年 度	年 度
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第6号（第7条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金活動内容変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者

所在地

集落協定名又は個別協定名

代表者

年 月 日付け大 第 号で交付決定通知のあった大津市中山間地域等直接支払交付金の活動内容の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定に基づき申請します。

交付年度	年 度
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金
交付決定額	円
変更（増減）額	( 円)
変更後の交付申請額	円
変更の内容	別紙のとおり 〔 交付決定に係る内容（対象地面積、活動計画）及び変更後の内容を比較対象できるように記載すること。 〕
変更する理由	
変更年月日	年 月 日

様式第7号（第7条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金活動内容変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の 決定をした大津市中山間地域等直接支払交付金の活動内容の変更について、次のとおり承認したので、大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

交 付 年 度	年 度
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金
承認した変更内容	
承認年月日	年 月 日

様式第 8 号（第 7 条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金活動内容変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市中山間地域等直接支払交付金の活動内容の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので、大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

交 付 年 度	年 度
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金
承認しないことと決定した理由	

大津市中山間地域等直接支払交付金実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

所在地

集落協定名又は個別協定名

代表者

年 月 日付け大 第 号で交付金の交付の決定のあった大津市中山間地域等直接支払交付金の活動の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

交付年度	年 度				
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金				
協定集落名					
交付金の額	円				
活動の目的及び内容					
対象地面積	区分	面積	うち 加算	うち 加算	うち 加算
	田	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	畑	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>



様式第10号（第9条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市中山間地域等直接支払交付金について、次のとおり交付金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

交付年度	年 度
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金
交付決定金額	円
交付確定金額	円

様式第 11 号 (第 10 条関係)

大津市中山間地域等直接支払交付金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者

所在地

集落協定名又は個別協定名

代表者

㊟

年 月 日付け大 第 号で交付額の確定通知のあった大津市中山間地域等直接支払交付金について、大津市補助金等交付規則第 18 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

交付年度	年 度		
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金		
交付決定金額	円		
交付請求金額	円		
振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		

様式第12号（第10条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者

所在地

集落協定名又は個別協定名

代表者

㊦

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市中山間地域等直接支払交付金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり一括（分割）請求します。

交付年度	年 度		
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金		
交付決定金額	円		
交付金を一括（分割） 請求する理由			
交付金の既交付金額	円		
交付請求金額	円		
振 込 先	金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		

様式第13号（第11条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 回

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市中山間地域等直接支払交付金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

交 付 年 度	年 度
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金
交付決定（確定）金額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

様式第14号（第12条関係）

大津市中山間地域等直接支払交付金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長 回

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市中山間地域等直接支払交付金について、大津市補助金等交付規則第20条の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
交 付 年 度	年度
交付金の名称	大津市中山間地域等直接支払交付金
交付決定金額	円
交付金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交付確定金額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。